

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 平 田 広 志
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号博多駅前1丁目ビル302号
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平
TEL 092-517-4289 / FAX 092-510-0395

納骨堂等使用規定に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構は、消費者の権利確立を目指し、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活専門相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年9月に設立され、2010年には福岡県知事より特定非営利活動法人(NPO法人)としての認証を受けております。そして、2012年11月13日には、消費者に対する不当な勧誘行為や不当契約条項について差止請求訴訟を提起する権限を有する適格消費者団体として、内閣総理大臣による認定を受けております。

当機構には、福岡県内の弁護士・司法書士・消費生活センター相談員をはじめ、消費者問題の第一線で消費者の相談に応じている人材が多数在籍しておりますが、近時、消費者から寄せられる相談の中に、納骨堂に関する利用契約のトラブルに関するものがありました。

そこで、当機構において、貴法人ホームページに掲載されている納骨堂等の使用規定に関して検討を行った結果、消費者契約法に照らし、不相当と思われる点があるものと判断いたしました。よって、当機構としては、貴法人に対し、下記のとおり、本件使用規定につき後記のとおり申入れをいたします。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2022年8月26日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴法人のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。また、本申入れにおいて指摘のない条項につき、当機構において、当該条項が正当である旨承認する趣旨ではありませんので、その点についてもご留意ください。

敬具

記

(申入れ対象の規定 (<https://d-m-p.net/provisions>)。以下、「本件使用規定」と言います。)

- A 公益財団法人太宰府メモリアルパーク使用規定
- B 納骨堂（陽光院）使用規定
- C 納骨堂（陽光院 20 年納骨壇）使用規定
- D 樹木葬墓（永代型）使用規定
- E 樹木葬墓（承継型）使用規定
- F 合祀墓（星座堂）使用規定
- G 納骨堂『天空院』使用規定

1 永代使用料等の返還に関する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規定中、下記文言について、削除するよう求めます。

i) B の第 13 条中、「払い込み済みの納入金は解約されても返金されることはありません。」との文言

ii) C の第 11 条中、「払い込み済みの納入金は解約されても返金されることはありません。」との文言

iii) F の第 9 条中、「星座堂を解約された場合、支払済みの費用は返金しません。」との文言

iv) G の第 13 条中、「払い込み済みの納入金は解約されても返金されることはありません。」との文言

②申入れの理由

上記条項は、いずれも消費者が貴法人と納骨堂等の使用契約を締結する際に支払う納入金等につき、当該契約を解約した場合の返金に関して定められています。上記条項によれば、契約締結後、納入金等を支払った後であっても、たとえ当該納骨堂等を使用することなく契約を解約したとしても、一切返金が受けられないと解することができます。こうした規定は契約を解約した際の違約金として機能しており、一切返金しないと定めることは事業者が生じる平均的な損害を超える過大な違約金を消費者に求めるもので、消費者契約法第 9 条第 1 号により無効であるというべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

2 規定の追加及び変更に関する規定について

①申入れの趣旨

本件使用規定中、下記条項について、削除するよう求めます。

i) A の第 19 条、B の第 19 条、C の第 14 条、D の第 22 条、E の第 22 条、F の第 11 条、G の第 19 条中、「前各条に定めない事項が生じた場合については」「その都度、本霊園が定めます。本霊園が定めた事項は、本霊園のホームページに公開します。」との規定

ii) A の第 20 条、B の第 20 条、C の第 15 条、D の第 23 条、E の第 23 条、F の第 12 条、G の第 20 条中、「本霊園が適当と認めた場合には、本規定を改訂することがあります。この場合も、前条同様に、本霊園のホームページに改訂した旨及び改定の内容を公開します。」との規定

②申入れの理由

契約内容を追加又は変更するには原則として当事者間の合意が必要であるところ、本規定によれば貴法人が一方的に契約内容を追加又は変更でき、消費者はこれに従わなければならないと解することができます。こうした規定は消費者の権利を制限し、または義務を加重する条項であり、消費者契約法 10 条により無効であるというべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

以上